

東海村議会報告

2016年9月議会 9月1日から9月27日

第15号 発行 2016年11月13日

東海村議会議員 日本共産党 大名美恵子

【自宅】〒319-1112 東海村村松2401-2 電話/Fax 029(284)0761

E-mail toukai@oona-mieko.info



- ◇戦争法は廃止に
- ◇老朽化の東海第二原発は廃炉に
- ◇国会決議違反のTPPは批准しない

【所属】

- ・文教厚生委員会副委員長
- ・原子力問題調査特別委員会
- ・公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団監事



多様な民意を十分反映させるためには、
現在の議員定数はどうしても必要です

9月議会最終日に、越智辰哉議員（民進党。新政とうかい）が、「議員定数及び報酬に関する特別委員会」を設置する提案をおこない、公明党の岡崎悟議員（副議長）が賛成討論を行いました。議員定数は、平成11年7月の法「改正」により法定定数制度（東海村・上限26人）が廃止され、議会の議決を経て条例で定めることとされました。現在、全国的に定数の大幅削減が進行し、議会の形骸化と民意が反映しないという大きな問題が生じています。同時に、自民党・民進党・公明党などの提案で「定数を削減し報酬を引き上げる」議会が増え、「議会とは何か」が問われています。大名・清宮・阿部議員と光風会は、特別委員会設置案に反対をしました。提案は、賛成多数で可決、委員会が設置されました。

防災会議での決定前の段階で、
避難訓練はやらなければならない
—村長

一般質問「避難計画策定・安全協定の見直しと東海第二原発再稼働問題」についての村長とのやりとりは、次のとおりです。

大名美恵子議員 「避難計画策定と東海第二原発の再稼働との関係はどう考えるのか」。

村長 「村には、原子力発電所ほか関連施設があり、使用済み核燃料があるため、地域防災計画上の行政の責務としての計画。再稼働を見通しての避難計画ではない」。

大名美恵子議員 「原子力所在地域首長懇談会と原発とで交わしている覚書における『安全協定の見直し』とは、協定のどの部分の見直しか」。

また、首長懇談会が要求する見直し案と、原発の回答する見直し案が違った場合の考え方はあるのか」。

村長 「要求改定案は、茨城県と東海村と事業所の3者における協定の東海村のところに首長懇談

県、所在市町村及び隣接市町村と原子力事業所との協定書

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（抜粋）

茨城県（以下「甲」という。）、「所在市町村名」（以下「乙」という。）並びに「隣接市町村名」（以下「丙」という。）と「原子力事業所名」（以下「丁」という。）は、丁の「事業所名または研究所名」に関し、原子力の研究開発及び利用に供する施設（以下「原子力施設」という。）周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定する。

（安全確保の責務）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、原子力施設周辺の安全確保が全てに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

2. 丁は、原子力施設周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

（新增設等に対する事前了解）

第5条 丁は原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更し、又はこれらに係る用地の取得をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2. 甲は、前項の場合において必要があると認めるときは、丙の意見を求めるものとする。

会の5市が加わり、東海村と同等になること。あくまでもこの要求に対して事業所がどう回答するかということになる。

大名美恵子議員 「避難計画で訓練が必要とのことだが、訓練実施は計画策定の前後どちらを考えているのか」。

村長 「避難計画は、最終的に防災会議が決定するもの。当然その前の段階で訓練はやらなければならない」。

なぜこの請願が不採択？

9月1日の開会日に、東海村広域避難計画の策定にあたり、「現実的な避難訓練の実施」と「計画の検証機関」を、茨城県及び東海村に求める意見書採択を早急に求める請願の採決があり、賛成少数により不採択とされました。

請願の審査を行った建設農政委員会委員長（吉田充宏議員）は、「不採択」にした理由として、「避難訓練は村が同様の考えでいる。検証機関の設置も、村が必要を感じた時点で設置すると言っているため」と、述べました。

しかし、村が同様なことを考えているのなら「採択」にして後押しすればいいのではないのでしょうか。委員会の審査の過程で「東海村議会が村長に、法に基づく意見書をあげることはできない。請願は審査の対象にはならないのではなか」などの意見も出されました。

しかし、議会が意見をあげるかどうかは、議会の意思で決めることです。どういう方法をとるのかは議論をすればいいだけです。今回の場合、少なくとも議会としての「決議」は発することができました。

私たち議会は、住民の意思を深くくみ取り、とるべき態度について判断を下すべきです。

請願に賛成したのは、大名、江田、恵利、村上（孝）、阿部、清宮の6議員でした。



議員定数及び報酬に関する特別委員会設置に反対する討論

大名美恵子（要旨）

まず、本村議会において議員定数と報酬を見直す必要性が見当たらないこと。また議会改革の課題が数ある中で、定数と報酬に限って調査と議論を行うという考え方が何に基づくのか理解できません。

次に、今期の議会運営は、前期とは様相を大きく変え、定数及び報酬問題のような議会全体に関わる重要な問題でも、議員全員が意見を述べる機会と時間を全く保障しません。特に会派に属さない議員は、蚊帳の外扱いで、本件の冒頭から一ヶ月にも満たない速さで強引な提案となりました。

更に、前期議会の特別委員会及び今期の議運で出された「見直しの必要性」で共通しているのは「住民が議員数が多いと言っている」という意見です。本議案についての質疑で提案者は、「委員会での検討した結果、最終的に条例改正を必要との判断に至れば、（定数も報酬も動かすことは）あり得る」と答えました。定数を減らす方向での検討が念頭にすることは明らかです。

前期議会で全議員共通して学んだことは、「周辺議会の動向に左右されず、多様な住民意思を活発に村政に反映させるという原点に立つての議論こそ重要」というものです。

報酬の引き上げも不要です。

原子力問題調査特別委員会の案件

- ①原子力安全協定の見直しが進むよう、議会のあと押しを求める請願の審査
- ②東海発電所解体で発生した放射性廃棄物L3の処分計画についての調査

原特委員会は、左記の議員で構成しています。

原特委員会のメンバー		
議員	村上 邦男	(新政とうかい)
議員	武部 眞一	(新政とうかい)
議員	大名 美恵子	(無会派、日本共産党)
議員	大内 則夫	(新政とうかい)
議員	恵利 いつ	(光風会)
議員	越智 辰哉	(新政とうかい・民進党)
議員	吉田 充宏	(新政とうかい)
議員	植木 伸寿	(公明党)
議員	清宮 壽子	(無会派)
議員	阿部 功志	(豊創会)

現在、「地域と住民の安全確保を強めるために日本原電が『安全協定』を見直すよう求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願書の審査、及び、山田村長から審議依頼を受けた「東海発電所解体で発生した放射性廃棄物L3の埋設処分計画」に関する審査を行っています。

請願は、請願者と紹介議員から趣旨説明を受け、安全協定の内容の学習を行うなど取り組んできました。L3の素掘り埋設計画については、原電から事業計画の説明を受け、予定地の視察も行いました。本件は、国内初の放射性廃棄物

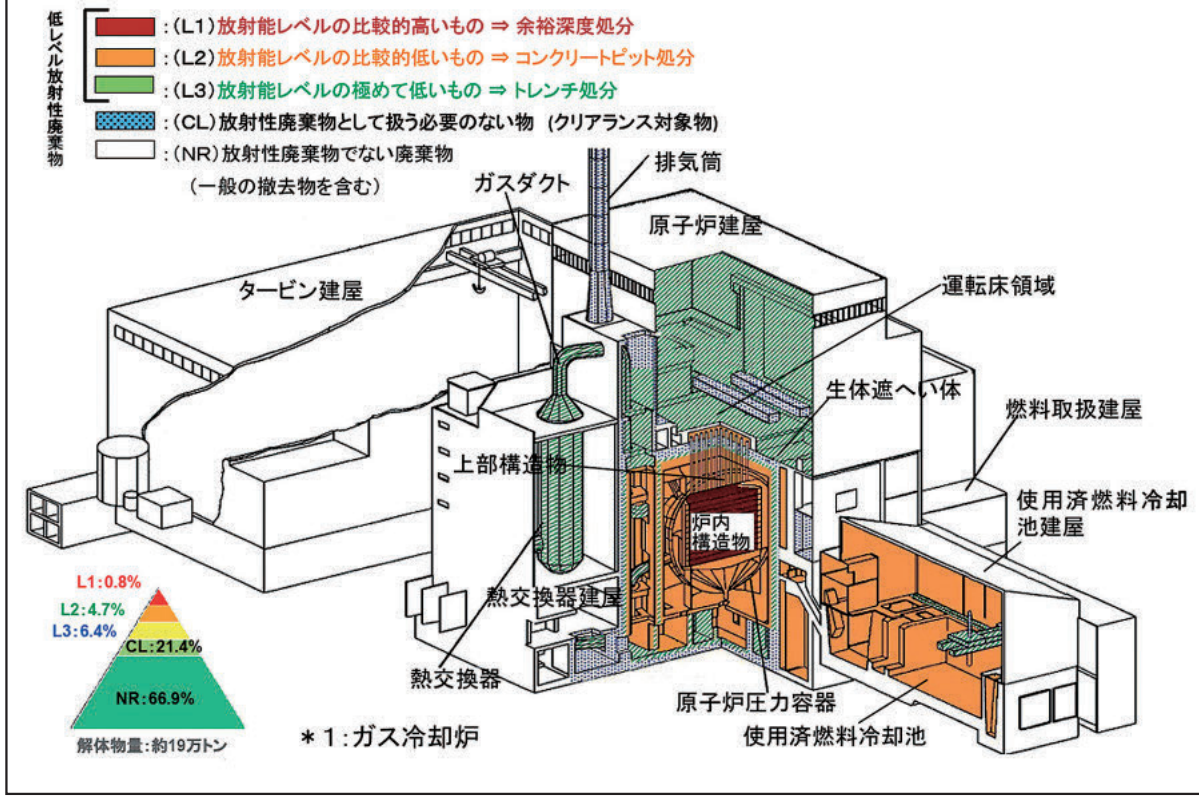
の処理処分事業計画案です。茨城県は、「安全性の確保が大前提」とし、十分住民の声を聞く姿勢であるとのこと。本村においても、村民の意思を十分尊重することが求められています。

原電の説明では、敷地内社有地

に、素掘りの埋設施設を建設し、コンクリートと金属合わせて約1万6千トンを埋める計画です。原電は、「法に基づく計画」と説明していますが、廃棄物の放射性物質は、雨水などにより地下水に落ち、すべて海に流れると言います。

放射性物質の海洋汚染を前提とし、埋め立て終了から50年間の管理後は、放置するというものです。どう考えてもL3廃棄物の処理は、放射性物質の流出を遮断し、安全の管理ができる施設に保管すべきです。

●東海発電所の主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図



「部活動は、ブラック企業的な要素を持つている」ということは否定できないんじゃないかと考える」

教育長

文科省は今年6月13日、「教職員の長時間労働是正のため、休養日を設けることを柱とした改善策」を公表しました。日本教育新聞も、「日本の中学校教員は、国際的に見ても仕事時間が長い。授業時間はそれほど変わらないが、主な要因は部活指導。1週間当たり7・7時間で、OECD平均の2・1時間を大きく上回る」と、発信しました。

大名美恵子議員は、本村中学校における部活動の実態を問いました。

教育長「教育的には、社会的ルールを身につける、目標を持つて取り組むことで克服する力を養う、仲間と一緒に取り組むことで、達成感や感動を体験する、その子の良さを発見し、存在感が発揮できる場として意義は大きい。顧問の配置は、教師の専門性を生かし、生徒が専門的な指導を受けられることを基本とする。やむを得ず専門でない教師が顧問になる場合は、生涯学習課の地域スポーツ指導者学校派遣事業等を活用している。

また、1つの部活動を2人以上の担任制とし、教師の負担軽減を図っている。

加入率は、東海中学校が96・3%、東海南中学校が95%。両中学校ともほとんどの生徒が加入し、日々の練習に励み、自己研さんに努めている。

学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査(2013年調査)から

参加国:OECD加盟国等34か国・地域

	一般的事務業務に使った時間	課外活動の指導に使った時間
日本	5.5時間	7.7時間
参加国平均	2.9時間	2.1時間

練習時間は、季節によって違うが、平均1日1時間30分から2時間。原則、月曜日が休み。また土曜、日曜のどちらかを休養日として週2日が休養日。

しかし先生方は、朝7時過ぎからの早朝練習、放課後の練習、その後は本来の仕事である教材研究をするため、帰宅は午後8時以降になっている。

公式大会が近づく、土曜、日曜と練習試合や試合が続く。指導

できる先生方の減少もあり、『部活動はブラック企業的な要素を持つている』ということは否定できないんじゃないかと考える。抜本的な対策が必要と認識する。

今後は、東海中、東海南中の各校長先生との話し合いをもつ、また、本村だけでは解決できない課題が多々あるため、中学校体育連盟とも話し合いを持つていきたい。

原電が通報連絡に長時間を要することは、原子力災害時の初動体制の遅れを招くおそれがある

村民生活部長

大名美恵子議員は、原電の放射性廃液漏れ事故の通報に関して、村の認識を問いました。

村民生活部長「事象の発生から通報までに法律上は合致しているとはいえ、約2時間を要したことから、通報連絡に長時間を要することは原子力災害時の初動体制の遅れを招くおそれがある」と考え、原電に対し、異常発生後の早急な通報連絡体制及び、再発防止策の確立を要請した。

原電は通報連絡三原則にのっとり、通報連絡の迅速化の再徹底や村との情報共有の仕組みづくりを行うとしている。

村から情報を取りに行くこともやっていく

村長「情報が一番大事ということは前から考え。全て情報は明らかにすること、速やかに情報提供することを、これまで何度となく事業所に申し上げてきた。事業所の通報3原則を今回怠ったことは認めているので、改めて徹底してほしい。

村としては、主体的に情報収集できる体制の確立のために、従来より一歩進んで即入構できる形をとった。村から情報を取りに行くこともやっていきたい。

